

令和 5 年 6 月 17 日現在

機関番号：22702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01302

研究課題名(和文) 地域福祉の法的権利構造の解明に関する研究 市民参加支援としての社会福祉の観点から

研究課題名(英文) A Research on the Structure of Legal Rights of Community Care -from a Point of View of Social Services as Supports of Citizens' Participation-

研究代表者

西村 淳(NISHIMURA, Jun)

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：20746523

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：地域福祉における法的権利関係と支援のあり方を明らかにするため、文献研究のほか、横須賀市における地域ワークショップ、イギリス・メドウェイ市との国際比較研究を行った。その成果として、社会福祉サービスの個人契約利用・政策決定過程への参画・地域資源への参加について、給付だけでなく一連の権利実現過程の下に置かれた体系としてとらえることができた。地域福祉について、利用者や住民の権利論としてとらえる可能性と限界を明らかにした。日英の地域福祉を調査し、具体的な地域福祉の制度と権利実現過程のあり方を明らかにすることができた。本研究全体の成果は、書籍として公刊したほか、日本社会保障法学会においても発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの社会保障法学においては、個人のサービス利用の権利や、政策決定過程への参画の権利について論じられてきた一方で、地域における福祉資源の連携や住民参加については、体制整備の行政の支援責任が論じられるだけで、利用者や住民の権利の問題としてはほとんど論じられてこなかった。本研究においては、地域福祉における法的権利関係と支援のあり方について明らかにした。近時、社会保障法を単なる給付関係にとどまらず、一連の支援過程としてとらえる「給付中心の法から支援中心の法へ」という流れが注目されているが、本研究は、具体的な地域における支援過程と地域支援過程に着目して、比較法的観点を含めて整理した意義がある。

研究成果の概要(英文)：In order to clarify the legal relations of right and its supports in the community care, community workshops in the Yokosuka City and international researches in comparison with the Medway City in the UK were conducted as well as bibliographic surveys. The results were the followings; 1) The personal usage of social services, the participation in planning of policymaking processes and the participation in community resources can be understood as systems which are placed under a series of right realization processes as well as just provisions of service. 2) The possibility and limit of community care were clarified to be understood as rights of users and residents. 3) Through the research of community care in both Japan and UK, the specific community care systems and right realization processes were clarified. The research results have been published as a book and presented at an academic conference of the Japan Association of Social Security Law.

研究分野：社会保障法、社会福祉学

キーワード：社会保障法 地域福祉 ソーシャルワーク 地域包括ケア イギリス

## 1. 研究開始当初の背景

近時のわが国の社会福祉制度においては、地域住民の主体的参加を含む地域資源のネットワーク化(地域包括ケアシステムの構築)が課題とされているが、これまでの社会保障法学においては、個人の契約に基づくサービス利用の権利や、政策決定過程への参画の権利について論じられてきた一方で、地域における福祉資源の連携や住民参加については、体制整備の問題として行政の支援責任が論じられるだけで、利用者や住民の権利の問題としてはほとんど論じられてこなかった。本研究においては、社会福祉を市民の参加支援の仕組みとしてとらえ、地域福祉における法的権利関係とそれに基づく支援のあり方について探求することとした。

## 2. 研究の目的

本研究においては、地域福祉における法的権利関係はどのようなものであり、それに基づきどのような支援のあり方が考えられるか、を探求することを目的とした。第一に、社会福祉サービスの個人契約利用、政策決定過程への参画、地域資源の連携・住民参加を別々のものとしてみるのではなく、地域福祉の3つの要素として、いずれも社会福祉への市民の参加としてとらえる。第二に、地域福祉について、行政の供給体制の整備にかかる制度論として論じるのではなく、利用者や住民の権利の問題として論じる。第三に、単に法令の条文だけに着目するのではなく、実際の地域においてどのように法的権利が保障され、あるいは求められているかについて、日英両国の地域での実践者と共同しながら明らかにしていく。

## 3. 研究の方法

本研究においては、地域福祉の法的構造に関し、法的権利の観点から総合的に検討していくために、個人利用支援における情報提供や相談援助、政策参画支援における審議会や行政手続、地域支援における地域資源ネットワークや拠点づくりについて調査したうえで、理論的な分析を行った。具体的には、ライブラリーワーク、地域ワークショップ、国際共同研究の方法をとった。

(1)ライブラリーワークとしては、わが国の社会福祉サービスについて、市民の参加を支援する公的責任の観点から、個人利用支援、政策過程参加支援、地域支援の仕組みが制度上どのようにつくられているか、そして権利関係がどのようになっているかについて、地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築へという歴史的流れも踏まえて、文献を用いて整理を行った。あわせて、コミュニティケア改革による地域ケアシステム構築の先進事例であるイギリスを比較対象国として、コミュニティケア法から新ケア法への流れも踏まえ、政府文献等を用いて整理を行った。

(2)日本の地域においては、所属大学のある横須賀市において、高齢者の在宅看取り率が高いなど在宅医療介護連携について積極的な取り組みが行われていることや、地区ごとの住民主体の生活支援活動が積極的に行われていることに着目し、地域関係者によるワークショップを行い、横須賀における個人利用支援、政策過程参加支援、地域支援の仕組みの実態について調査を行った。

(3)国際共同研究については、イギリス・メドウェイ市のあるケント州が、イギリスのコミュニティケア改革の契機となった在宅集中ケアに関するケントスキームの先進的な取り組みで有名であり、特徴的な取り組みを行ってきていることに着目し、横須賀市とメドウェイ市の姉妹都市提携を利用して、日英双方の地域福祉の実務関係者の協力を得て、地域福祉における権利関係に関する現場の実態調査を行った。また、イギリス側研究者の協力を得て、日英比較を行った。

## 4. 研究成果

(1)2018年度においては、まず、地域福祉における参加支援論、権利論、日英比較についての文献調査を行った。その成果は、「参加支援の観点から見た社会福祉の法体系論」(『神奈川県立保健福祉大学誌』15)、「ケアの倫理と関係的権利に基づく社会保障制度の構想 イギリスのケア法制を手がかりに」(『年報公共政策学』13)、「Inclusion of Local Residents by the Integrated Community Care System」(*Journal of Japanese Law* 23)にまとめ、また日本社会福祉学会における報告「ソーシャルワークと法の関係に関する日英比較」で発表した。また、地域ワークショップについては、横須賀市内において、地域福祉の実務関係者によるワークショップを3回開催し、地域支援の住民活動のあり方について活発な意見交換と情報収集を行い、今後の地域における参加型調査についての協議を行った。

(2)2019年度においては、まず、横須賀市内の関係者によるワークショップを継続した。第4回目においては、事前に地域における福祉資源マップを作成したうえで、地域における福祉ニーズやサービスネットワークについての議論を行った。また、これとは別に、横須賀市内の各地区の地域福祉関係機関を訪問し、具体的な取組についてのヒアリングを行い、地区における営利・非営利の福祉サービスの具体的な連携のあり方とネットワークの全体像を明らかにした。また、イ

ギリスでの調査に関しては、横須賀市と姉妹都市関係にあるメドウェイ市を訪問し、市のソーシャルワーカー、ジョブセンタープラス、就労支援事業所などの地域福祉の実務関係者と研究者の協力を得て、地域福祉におけるサービスと権利関係に関する現場の実態調査を行い、イギリスにおける相談援助・地域資源開発などの仕組みを整理することができた。これらの調査を踏まえた分析の成果は、「ソーシャルワーカーと法の関係に関する日英比較 ソーシャルワーカーの実践・教育・役割に着目して」(『社会福祉研究』134)、「福祉サービス提供過程の法的分析 ソーシャルワーク法試論」(『年報公共政策学』14)にまとめ、また国際シンポジウムにおける報告"Structure of Personal Social Services in the Regional Space---in the context of Japanese community care policy" においても発表した。

(3)2020年度においては、横須賀市内において、地域福祉の実務関係者によるワークショップを継続し、第5回目を開催し、地域分析の結果を報告し、地域支援の住民活動のあり方について活発な意見交換を行った。ほかに、横須賀市内の地域福祉関係者の具体的な取組についてのヒアリングを行い、地域における営利・非営利の福祉サービスの具体的な連携のあり方とネットワークについての調査を継続した。一方、イギリスの関係者と連絡を取って、イギリスの地域福祉の制度に関する調査を継続した。その成果は、"The Legal Structure of Personal Social Services in Regional Spaces---in the context of Japanese community care policy" (*Journal of Japanese Law* 25)において発表した。

(4)コロナ禍の影響で前年度に十分な調査が行えなかったために研究計画と補助事業の延長を行った2021年度においては、横須賀市内の地域福祉関係者に対する具体的な取組についてのヒアリングを行うとともに、地域における営利・非営利の福祉サービスの具体的な連携のあり方とネットワークについての調査を継続したほか、文献調査を行った。その成果は、西村淳「地域共生社会と社会福祉」及び「地域共生社会における地域福祉法制 個人支援と地域支援の現状と課題」(『地域共生社会と社会福祉』(法律文化社)所収)において発表した。

(5) コロナ禍の影響で前年度に十分な調査が行えなかったために研究計画と補助事業の再延長を行った最終年度の2022年度においては、まず、地域における法的権利の保障プロセスに注目して、横須賀市内における地域実践の調査の仕上げを行った。具体的には、横須賀市内の地域の関係機関・関係者を訪問し、具体的な取り組みについてのヒアリングを行い、地域のネットワークや実践プロセスの調査を行った。一方、比較対象としてのイギリスにおける地域実践については、イギリス側研究者・関係者とのオンラインによる連携と情報収集により、ケア法のプロセスを一定程度明らかにすることができた。これらを踏まえ、横須賀市内で行ったフォーラム「地域共生社会と社会福祉の実践～社会福祉のイノベーションに向けて」及び「社会的処方と地域包括ケアシステム～地域の助け合い活動をより良いものにするには～」において、調査結果の報告を行った。その成果は、「ソーシャルワーク実践と法 - ソーシャルワークの原理・制度・人材の法的分析」(『相談援助の法的構造』(信山社)所収)、「地域福祉理論と社会保障法 - コモンズ論からの示唆とその限界」(『社会保障法』17)で発表した。

(6)研究期間全体を通じて、日本及びイギリスでの実践者・研究者との情報交換も含めた地域調査・文献調査を行い、主に以下の研究成果を得ることができた。

社会福祉サービスの個人契約利用・政策決定過程への参画・地域資源への参加について、給付だけでなく一連の権利実現過程の下に置かれた体系としてとらえることができた。給付が行われる一時点のみをとらえて権利関係を論ずるのではなく、個別支援及び地域支援において、事実支援を含めた支援の各段階を明らかにし、それぞれの制度上の位置づけを明らかにした。

地域福祉について、供給体制の整備にかかる制度論を超えて、利用者や住民の権利論としてとらえることについての可能性と限界を明らかにした。個別支援については特定された者に対する給付の形で構成し、受給者の請求権を認めるべきである一方、地域に対し面的に支援する地域支援については、支援者を支援するための地域支援の基盤整備であり、特定の名宛人がないか、地域の事情に応じた政策的な裁量性が大きいことから、権利性を認めることは困難である。ただし、地域支援事業等に個別給付が混在していること、名宛人である受益者の特定により個別支援として権利化する可能性があること、あらかじめメニュー化された給付の受給手続を超えてニーズアセスメントによる広範な支援を権利として受けられるようにする可能性に注目していく必要がある。

日本の横須賀市とイギリスのメドウェイ市を中心に調査し、具体的な地域福祉の制度と権利実現過程のあり方を明らかにすることができた。日本の横須賀市においては、地区ごとに多様な住民活動団体が生活支援を行っているが、医療・介護連携を超えた公私主体の連携については、民間主体に対する支援などによる公的責任の果たし方において、限定的である状況である。イギリスのメドウェイ市においては、イギリスの特色である就労支援を重視した福祉サービスと、新しいケア法による多様な介護サービスにより、公私の連携によりつつ、効率性を重視した公的責

任の果たし方を行っていることが注目される。

本研究全体の成果は、『参加・貢献支援の社会保険法』(信山社)として公刊した。また、2023年の日本社会保険法学会の大会のミニシンポジウム「ソーシャルワークに法はどう向き合うか イギリス法の経験から」の中で「ソーシャルワークの法的規律 - 日本との比較におけるイギリス法の特徴」として報告を行った。

本研究により得られた成果の国内外における位置づけとインパクトとしては、近時の社会保障法学において、社会保障を単なる給付にとどまらず、一連の支援過程としてとらえる「給付中心の法から支援中心の法へ」という流れが注目されているが、本研究は、その中で具体的な地域におけるソーシャルワーク過程と地域支援過程に着目して、比較法的観点を含めて整理したものとして位置づけられる。研究の途中で発表したものに対しては学界から多くの反応があり、「地域共生社会におけるソーシャルワークと法(飯島淳子・井手英策・菊池馨実・西村淳・山本龍彦・笠木映里による座談会)」(『法律時報』94(1))においても論じられている。

今後の展望としては、まず、本研究により個別支援・地域支援等における一連の支援過程の法的な位置づけについて明らかにできたものの、今後具体的な権利性を一層明確にするための個別領域ごとの研究を進めていきたい。その際、社会福祉学との共同研究も行う必要がある。また、国際比較研究としては、本研究においては、コロナ禍の影響もあってイギリス側との地域実践調査・共同研究は制約され、当初予定していたほどには行うことができなかった。今後、イギリス側とのより積極的な交流、日本側の対象地域を増やした比較研究を進めていく必要がある。これらについては、2022年度基盤研究(B)「ソーシャルワークの法理論の構築 支援関係を軸とした社会保障法学の再構成」の中でも発展させていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 西村淳	4. 巻 15
2. 論文標題 参加支援の観点から見た社会福祉の法体系論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神奈川県立保健福祉大学誌	6. 最初と最後の頁 3-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Jun NISHIMURA	4. 巻 45
2. 論文標題 Inclusion of Local Residents by the Integrated Community Care System	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 17-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する
1. 著者名 西村淳	4. 巻 13
2. 論文標題 ケアの倫理と関係の権利に基づく社会保障制度の構想 イギリスのケア法制を手がかりに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 年報公共政策学	6. 最初と最後の頁 207-222
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西村淳	4. 巻 134
2. 論文標題 ソーシャルワーカーと法の関係に関する日英比較 ソーシャルワーカーの実践・教育・役割に着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 91-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Jun Nishimura	4. 巻 50
2. 論文標題 The Legal Structure of Personal Social Services in Regional Spaces-A Discussion in the Context of Japanese Community Care Policy	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 65-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 西村淳	4. 巻 14
2. 論文標題 福祉サービス提供過程の法的分析 ソーシャルワーク法試論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 年報公共政策学	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西村淳	4. 巻 -
2. 論文標題 地域共生社会における地域福祉法制 - 個人支援と地域支援の現状と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西村淳編著 『地域共生社会と社会福祉』 (法律文化社)	6. 最初と最後の頁 32-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯島淳子・井手英策・菊池馨実・西村淳・山本龍彦・笠木映里	4. 巻 94(1)
2. 論文標題 地域共生社会におけるソーシャルワークと法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村淳	4. 巻 -
2. 論文標題 ソーシャルワーク実践と法 - ソーシャルワークの原理・制度・人材の法的分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 菊池馨実編著『相談援助の法的構造 - 「地域共生社会」構想の理論分析』（信山社）	6. 最初と最後の頁 73-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村淳	4. 巻 17
2. 論文標題 地域福祉理論と社会保障法 - コモンズ論からの示唆とその限界	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会保障法研究	6. 最初と最後の頁 137-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 西村淳
2. 発表標題 ソーシャルワークと法の関係に関する日英比較
3. 学会等名 日本社会福祉学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 西村淳
2. 発表標題 ケアの倫理に基づく保健福祉制度の構想
3. 学会等名 日本保健福祉学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Jun NISHIMURA
2. 発表標題 Structure of Personal Social Services in the Regional Space
3. 学会等名 KU Leuven- Kobe University Academic Symposium: Regulation and governance in an interdisciplinary perspective (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西村淳
2. 発表標題 ソーシャルワークの法的規律 日本との比較におけるイギリス法の特徴
3. 学会等名 日本社会保障法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 西村 淳	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 288
3. 書名 参加・貢献支援の社会保障法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日英ソーシャルワーク法交流	開催年 2019年～2019年
-------------------------	--------------------



8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	ロンドン大学			